

○朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例

平成18年3月20日

条例第135号

改正 平成18年3月30日条例第201号

平成18年9月29日条例第222号

平成20年3月26日条例第7号

平成20年6月27日条例第24号

平成23年3月23日条例第4号

平成23年12月27日条例第22号

平成25年3月25日条例第4号

平成26年9月30日条例第14号

平成26年12月24日条例第24号

平成28年7月4日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号の規定により、重度の知的障害者と判定された者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの
- (3) 児童福祉法第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号の規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知別紙）の1級に該当するもの
- 2 この条例において「保護者」とは、朝倉市の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度障害者を現に監護するものをいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
  - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- 4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう。
- 5 この条例において「65歳以上の者」とは、65歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。
- 6 この条例において「低所得者」とは、医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。

(対象者)

第3条 この条例の対象者は、次に該当する重度障害者とする。

- (1) 朝倉市の区域内に住所を有する3歳に達する日の属する月の翌月からの者であること。
  - (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。ただし、65歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項各号に規定する被保険者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除く

ものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により医療支援給付を受けている者
- (3) 重度障害者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えるときに該当する重度障害者
- (4) 重度障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、その重度障害者の生計を維持している者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障害者の生計維持者のうち、当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護する者は児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額以上）であるときに該当する重度障害者

3 前項第3号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する同令第5条の規定により算出した額とする。ただし、同令第12条第4項において読み替えて準用する同令第5条第1項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

4 第2項第4号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第5条（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。

（重度障害者医療費の支給）

第4条 朝倉市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により療養に関する給付を行う医療保

険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円とし、1月につき1万円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円）を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円とし、1月につき6,000円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき2,100円）を限度とする。

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円（ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額の場合は、当該額とする。）

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関の診療とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

2 前項の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を受けなくなった日の属する月の前月の末日までの間、朝倉市子ども医療費の支給に関する条例（平成1

8年朝倉市条例第133号)の受給資格を有しない。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引き換えに子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、重度障害者について、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、朝倉市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム

又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、朝倉市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設又は同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「障害児施設等」という。)に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、朝倉市の区域内に住所を有していたと認められるものは、朝倉市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の甘木市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年甘木市条例第29号）、朝倉町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年朝倉町条例第19号）又は杷木町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年杷木町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第201号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例第13条の規定は、平成18年4月1日以降に重度障害者医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に医療費の支給を始めた者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第222号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の条例第5条の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して障害者医療証を交付することができる。

附 則（平成23年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第22号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第14号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第24号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第30号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

○朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第88号

改正 平成20年9月29日規則第76号

平成28年7月29日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例（平成18年朝倉市条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定により、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、重度障害者医療費受給資格認定申請書に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 条例第2条第1項第1号の重度及び同項第3号の中等度の知的障害者と判定されたことを証する書類、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳
- (3) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び未交付の通知)

第4条 条例第6条第1項の規定による重度障害者医療証（以下「医療証」という。）の交付は、市長が同項の受給資格者に対する医療証の交付の可否を重度障害者ごとに審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第3項の規定により、医療証を交付しないものと決定したと

きは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の有効期限等)

第5条 医療証の有効期限は、条例第5条第1項の規定により認定を受けた場合は、認定後最初に到来する9月30日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日までとする。

- (1) 有効期限までの間に受給資格の認定の期間が満了する場合 当該重度障害者の受給資格の認定の期間が満了する日の属する月の末日
- (2) 12歳に達する場合 12歳に達する日以後の最初の3月末日
- (3) 65歳未満の者が有効期限までに65歳に達する場合 65歳に達する日の属する月の末日

2 受給資格者は、医療証の有効期限が過ぎたときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新申請等)

第6条 受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、重度障害者医療費更新申請書により医療証の更新を申請することができる。

2 第3条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。

(医療証の再交付)

第7条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、重度障害者医療証再交付申請書を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに、市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）とする。

(重度障害者医療費の請求)

第9条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により重度障害者医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、重度障害者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(重度障害者医療費の支給申請)

第10条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により重度障害者医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、重度障害者医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、重度障害者が朝倉市国民健康保険の被保険者であって、当該重度障害者に係る重度障害者医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(重度障害者医療費に関する決定の通知)

第11条 市長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、重度障害者医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもって、その内容を申請者に通知するものとする。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第12条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重度障害者の住所及び氏名
- (2) 重度障害者の世帯主又は被保険者若しくは組合員（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名（重度障害者が被保険者等でない場合のみ。）
- (3) 受給資格者の住所及び氏名（受給資格者が重度障害者又は被保険者等でない場合のみ。）
- (4) 重度障害者の死亡
- (5) 重度障害者の被保険者等
- (6) 重度障害者の被保険者等に係る保険者
- (7) 障害の程度が軽減した事実
- (8) その他市長が必要と認める事項

- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、次項に該当する場合を除き、重度障害者医療変更届に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、重度障害者医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、重度障害者医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な文書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 重度障害者医療費受給資格(認定・更新)申請書兼台帳 様式第1号
  - (2) 重度障害者医療証(3歳から12歳用) 様式第2号
  - (3) 重度障害者医療証(12歳から65歳未満用) 様式第3号
  - (4) 重度障害者医療証(12歳から65歳未満 精神障害者用) 様式第3号
- の2
- (5) 重度障害者医療証(65歳以上用) 様式第4号
  - (6) 重度障害者医療証(65歳以上 精神障害者用) 様式第4号の2
  - (7) 重度障害者医療証再交付申請書 様式第5号
  - (8) 子障親医療費請求書(医科、歯科用) 様式第6号
  - (9) 子障親医療費請求書(調剤用) 様式第7号
  - (10) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第8号
  - (11) 重度障害者医療費支給申請書 様式第9号
  - (12) 重度障害者医療変更届 様式第10号
  - (13) 重度障害者医療費受給資格喪失届 様式第11号

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の甘木市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和49年甘木市規則第32号）、朝倉町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和49年朝倉町規則第3号）又は杷木町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和49年杷木町規則第1号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により交付された重度障害者医療証は、平成17年度の間限り、この規則の規定により交付された重度障害者医療証とみなす。

#### 附 則（平成20年規則第76号）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、改正後の朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、朝倉市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年朝倉市条例第24号）による受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付の手続をすることができる。

#### 附 則（平成28年規則第49号）

##### （施行期日）

1 この規則は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、平成28年8月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成28年朝倉市条例第30号）による改正後の朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例（平成18年朝倉市条例第135号）の規定により重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、施行日前においても、この規則による改正後の朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により、重度障害者医療費の受給資格の認定を申請することができる。

3 市長は、前項の規定により認定の申請があった場合は、施行日前においても、新

規則の規定により、重度障害者医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付の手続をすることができる。